



# 鳥取県公報

平成13年 6月26日(火)  
第 7 2 9 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	字の区域の変更 (395) (市町村振興課) ..... 1
	鳥取県暴走族の根絶に関する基本方針 (396) (県民生活課) ..... 3
	土地改良区の役員の退任 (397) (耕地課) ..... 5
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (398・399) ( " ) ..... 5
	国土調査の成果の認証 (400) ( " ) ..... 5
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (401) (都市計画課) ..... 5
	都市計画の変更予定 (2件) (402・403) ( " ) ..... 6
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (404) ( " ) ..... 7
公 告	平成13年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医務薬事課) ..... 8

## 告 示

### 鳥取県告示第395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、三朝町（大字今泉及び大字福山の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成13年4月1日現在の地番による。）
大字今泉字中通	大字今泉字中通の全域 大字今泉字岸ノ下70の2、71の4及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字今泉字田ノ上887の2
大字今泉字岸ノ下	大字今泉字岸ノ下のうち70の2、71の4及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今泉字前田	大字今泉字前田のうち176及びこれと一体をなす国有地並びに175の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字今泉字矢射谷口333の2、333の3及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに331の2と一体をなす国有地の一部
大字今泉字上ノ山	大字今泉字前田176及びこれと一体をなす国有地並びに175の2と一体をなす国有地

	の一部 大字今泉字上ノ山のうち262の2、266の3以外の区域 大字今泉字矢射谷313の2、769の2、769の3及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに313の1と一体をなす国有地の一部 大字今泉字矢射谷口314と一体をなす国有地の一部 大字今泉字大谷775の3
大字今泉字矢射谷口	大字今泉字上ノ山266の2、266の3 大字今泉字矢射谷口のうち314から316まで、317の1、333の2、333の3、333の5及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに317の3、331の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今泉字荒堀	大字今泉字荒堀の全域 大字今泉字宮ノ本933
大字今泉字前河原	大字今泉字前河原の全域 大字今泉字宮ノ本428の2から428の5まで、429の2から429の11まで、430の2、431の2及びこれらと一体をなす国有地
大字今泉字宮ノ本	大字今泉字矢射谷口333の5 大字今泉字宮ノ本のうち428の2から428の5まで、429の2から429の11まで、430の2、431の2、933及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今泉字深沼	大字今泉字矢射谷口314から316まで、317の1及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに317の3と一体をなす国有地 大字今泉字深沼の全域
大字今泉字戸尻	大字今泉字戸尻の全域 大字今泉字川ノ上547の2、1029の2、1029の3及びこれらと一体をなす国有地並びに547の3、548、549の2と一体をなす国有地
大字今泉字川ノ上	大字今泉字川ノ上のうち547の2、1029の2、1029の3及びこれらと一体をなす国有地並びに547の3、548、549の2と一体をなす国有地以外の区域
大字今泉字石田	大字今泉字石田のうち621の2、621の5から621の7まで、633の2、633の11、633の13以外の区域 大字今泉字下河原660の7から660の10、661の2、662の2、663の2、663の3及び667の1、667の3と一体をなす国有地の一部 大字今泉字欠ケ上り675の3、676の3、677の3、687の3、688の5、689の5、689の6及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今泉字畑ケ田	大字今泉字石田621の2、621の5から621の7まで、633の2、633の11、633の13 大字今泉字畑ケ田の全域
大字今泉字下河原	大字今泉字下河原のうち660の7から660の10、661の2、662の2、663の2、663の3及び667の1、667の3と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今泉字欠ケ上り	大字今泉字欠ケ上りのうち675の3、676の3、677の3、687の3、688の5、689の5、689の6及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今泉字矢射谷	大字今泉字矢射谷のうち313の2、769の2、769の3及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに313の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今泉字大谷	大字今泉字大谷のうち775の3以外の区域
大字今泉字田ノ上	大字今泉字田ノ上のうち887の2以外の区域
大字福山字曹源寺谷	大字福山字曹源寺谷のうち2の16から2の26まで以外の区域

大字福山字田辺	大字福山字曹源寺谷 2 の18から 2 の26まで 大字福山字田辺の全域
大字福山字西谷	大字福山字西谷のうち119の 2、119の 3、120の 2 以外の区域
大字福山字追分	大字福山字曹源寺谷 2 の16、 2 の17 大字福山字西谷119の 2、119の 3、120の 2 大字福山字追分の全域 大字福山字追分谷198の 2、199の 4
大字福山字追分谷	大字福山字追分谷のうち198の 2、199の 4 以外の区域
大字福山字不動谷	大字福山字不動谷のうち276の 8 以外の区域
大字福山字宮ノ前	大字福山字不動谷276の 8 大字福山字宮ノ前の全域 大字福山字山崎348の 1、770と一体をなす国有地の一部
大字福山字大柞谷	大字福山字大柞谷のうち309の 8、309の 9 以外の区域
大字福山字山崎	大字福山字大柞谷309の 8、309の 9 大字福山字山崎のうち348の 1、770と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字曲り田	大字福山字曲り田の全域 大字福山字直助向谷529の10、529の11 大字福山字鴨淵577の 1 から577の 3 までと一体をなす国有地の一部
大字福山字直助向谷	大字福山字直助向谷のうち529の10、529の11以外の区域
大字福山字秋吉	大字福山字秋吉のうち557、562の 1 と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字鴨淵	大字福山字鴨淵のうち577の 1 から577の 3 までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字福原	大字福山字秋吉557、562の 1 と一体をなす国有地の一部 大字福山字福原のうち613及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福山字新道谷633の 4 から633の 7 まで 大字福山字不動滝636の14、636の15
大字福山字新道谷	大字福山字新道谷のうち633の 4 から633の 7 まで以外の区域
大字福山字不動滝	大字福山字福原613及びこれと一体をなす国有地の一部 大字福山字不動滝のうち636の14、636の15以外の区域

**鳥取県告示第396号**

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県暴走族の根絶に関する基本方針を定めたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県暴走族の根絶に関する基本方針

第 1 基本方針の意義

この基本方針は、鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、県が行う暴走族の根絶に関する施策を計画的かつ効果的に実施するための基本的事項について定めるものである。

第 2 基本的事項

県は、関係行政機関、交通関係団体等により構成される鳥取県交通対策協議会と協力して次に掲げる暴走族対策を推進する。

1 暴走族の根絶に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項

(1) 各種広報媒体による広報

県は、県民等に対し、暴走行為の悪質性、違法性、反社会性及び危険性並びに暴走行為を許さない環境づくりを行うことの重要性について新聞、ラジオ等による広報を行い、あらゆる機会を通じて広く普及啓発に努めることにより、暴走族の根絶に向けた意識の高揚を図る。

(2) 暴走族追放強化期間の設定

県は、毎年5月から8月までを暴走族追放強化期間とし、当該期間内に暴走族追放キャンペーンを実施する等暴走族の根絶に向けた取組を重点的に行う。

(3) 県民の自発的な活動の推進

県民は、一人ひとりが自分のこととして暴走族の根絶に取り組むとともに、家族、職場及び地域が一体となってそれぞれの立場で日常生活を通じ、暴走族の根絶に向けた積極的な活動を推進するよう努める。

2 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項

(1) 学校関係者等の取組

小学校、中学校、高等学校等の教育機関、青少年を雇用している事業者その他青少年の育成に携わる者及び団体は、相互に連携協力して青少年の暴走族への加入を防止し、加入者には脱退を促す等必要な監督及び指導を行うよう努める。

(2) 保護者の取組

青少年を監護する立場にある保護者は、日頃から暴走族等について関心を持ち、青少年の行動に十分な注意を払うことにより、暴走族に加入させないようその教育をし、加入者には脱退を促す等必要な監督及び指導を行うよう努める。

(3) 県による助言及び指導

県は、県民等と連携して青少年に対し、暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退を促進するための助言及び指導を行う。

3 市町村の施策及び民間の団体の活動に対する支援措置に関する事項

県は、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者が組織する団体が行う活動を支援するため、暴走族に関する情報の提供並びに暴走族根絶に向けた助言及び指導を行い、必要に応じて財政的支援を行う。

4 その他暴走族の根絶に必要な事項

(1) 市町村の取組

市町村は、その地域の実情に応じた暴走族の根絶に関する施策を策定し、これを実施する。

(2) 事業者等の取組

自動車等又は自動車等に関連する物品の販売業者、自動車分解整備業者、自動車等の燃料の販売業者及び衣服等の刺しゅう業者は、違法改造の拒否、物品の不売運動等の徹底を図る等暴走行為ができない環境づくりを行う。

また、事業者が組織する団体は、暴走行為に関する情報の収集、交換等を行い、暴走行為の防止に関する研修会等の開催に努める。

(3) 公園管理者等が行う取組

暴走族が常習的に集合する公園、駐車場、埠頭等の管理者は、暴走族を集合させないための措置をとるよう努める。

また、常習的に暴走行為が行われる道路の管理者は、その道路での暴走行為を防止するため、必要な措置をとるよう努める。

(4) 県民による通報

暴走行為を発見した場合ははじめ、暴走族に関する情報を得た場合は、速やかに警察署等への通報に努

める。

**鳥取県告示第397号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 米 山 薫 岩美郡岩美町大字外邑78

平成13年 6月 2日退任

**鳥取県告示第398号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を平成13年 6月18日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第399号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、大誠土地改良区の定款の変更を平成13年 6月19日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第400号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
三 朝 町	平成10年度から平成12年度まで	三朝町（大字今泉及び大字福山の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡三朝町大字今泉及び大字福山の各一部	平成13年 6月 26日

**鳥取県告示第401号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、米子市河崎北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間  
平成12年 3月31日から平成16年 3月31日まで
- 2 施行地区  
変更なし
- 3 事務所の所在地  
変更なし
- 4 設立認可の年月日  
平成12年 3月28日
- 5 事業年度  
4月 1日から翌年 3月31日まで
- 6 公告の方法  
事務所の掲示場及び米子市役所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日  
平成13年 6月21日

**鳥取県告示第402号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成13年 6月26日から同年 7月10日まで羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留19 - 1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成13年 7月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
羽合都市計画道路 3・4・2号羽合中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
東伯郡羽合町大字宇野字西又二、大字橋津字二ノ浜屋敷及び大字長瀬字池端

**鳥取県告示第403号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成13年 6月26日から同年 7月10日まで東郷町役場（東伯郡東郷町大字龍島500）及び羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留19 - 1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成13年 7月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園

## 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字宇野字西又二、大字橋津字二ノ浜屋敷、大字長瀬字池端及び橋津川の河川区域地内

**鳥取県告示第404号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 施行者の名称

鳥取市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成4年10月30日から平成19年3月31日まで

（変更前 平成4年10月30日から平成13年3月31日まで）

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

削除する部分 鳥取市良田字野町、字口乱城ノ二、字小乱城、字奥乱城、字間城谷、字下ノ奥、字村王居、字稲場西分、字輪ノ内、字最ノ谷、字小谷田、字山廻り、字口宮谷、字平田、字口宮谷西分、字中宮谷西分、字稲場、字中宮谷、字中道西分、字高尾、字高尾ノ二、字中道、字牛谷、字口道谷、字口道谷西分、字雅谷、字口室谷西分、字中菖蒲谷、字中菖蒲谷西分、字中道谷、字中道谷西分、字奥宮ノ谷、字釜ヶ谷、字奥菖蒲谷西分、字奥菖蒲谷、字奥道谷及び字奥道谷西分、松原、六反田、吉岡温泉町、金沢字新川、字浜田、字橋本、字前田、字ホケノ下、字大成、字岩戸、字椎ノ木前、字田中、字坂津口、字御谷、字鳥帽子田、字村土居、字上ノ谷及び字山ノ鼻、大畑字堂ノ下、字居村、字南田、字上光正寺、字カセ谷、字村中、字見平、字兵庫部、字休谷、字提見及び字菅町並びに長柄字直土、字笛吹、字宮ノ谷、字提谷、字矢戸及び字東土居

## (2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市松原、六反田、吉岡温泉町（字新町、字鰻田及び字谷山を除く。）、金沢字新川、字浜田、字橋本、字前田、字ホケノ下、字大成、字岩戸、字椎ノ木前、字田中、字坂津口、字御谷、字鳥帽子田、字村土居、字上ノ谷及び字山ノ鼻、大畑字堂ノ下、字居村、字南田、字上光正寺、字カセ谷、字村中、字見平、字兵庫部、字休谷、字提見及び字菅町並びに長柄字直土、字笛吹、字宮ノ谷、字提谷、字矢戸及び字東土居の各全部

鳥取市妙徳寺字青木及び字坂ノ前、吉岡温泉町字新町、字鰻田及び字谷山並びに松原字山根の各一部

---

## 公 告

---

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成13年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成13年 6月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成13年 8月29日（水） 午前10時30分から午後 2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

次に掲げる事項について筆記試験を行う。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法

なお、上記(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物に、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験願書の受付期間及び時間

平成13年 6月26日（火）から同年 7月25日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時15分までとする。（郵送の場合は、平成13年 7月25日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

住所地を管轄する保健所又は保健所支所（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 履歴書（日本工業規格によるもの）

(2) 写真（申請前 6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦 4センチメートル、横 4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。） 1枚

(3) 受験票となるはがき

8 合格者の発表等

(1) 平成13年 9月18日（火）発行の鳥取県公報に、合格者の受験番号を公告するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の規定に基づき開示する。

9 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。



10 その他

試験の詳細については、各保健所又は保健所支所に照会すること。

